

令和7年度鹿島市創業支援等事業補助金（事業承継補助金） 募集要綱

この事業は鹿島市内で新たに事業承継（※）をした者に対して、事業承継における費用の一部を補助することで事業承継者を支援し、承継後の事業発展、ひいては鹿島市内の賑わいづくりや雇用創出による鹿島市の活性化に寄与することを目的とする。

（※）本補助金における事業承継の定義

事業を承継される者から承継する者への代表権および事業資産の承継（法人の場合は自社株式の移転／個人事業主の場合は事業用資産の移転）が、事業承継計画書において計画されており、かつ遂行される見込みがあると鹿島商工会議所が認めること。

1. 応募資格

応募資格は次のすべての要件を満たす法人または個人とする。

- （1）鹿島市内に本店登記および主たる事業所があり、常時雇用する従業員の内、雇用保険の被保険者が20名以下（商業・サービス業は5名以下）の事業所を承継する者。
- （2）令和6年4月1日以降に事業承継し、後継者を中心として事業を継続的に行うと確約できる者。
- （3）同一者が複数の事業所を承継する場合でも、本補助金の給付は一度に限られる。
- （4）鹿島商工会議所の会員に入会すること。
- （5）事業を承継する者の年齢が18歳以上であること。
- （6）事業に必要な許可・認可等を受けていること。
- （7）住所を有する市町村の税を滞納していないこと。（承継者および被承継者共に）
- （8）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団に関係する者でないこと。
- （9）その他本事業による補助金を交付することが公益上適当でないと認める業種は除く。
- （10）起業支援補助金の交付を受けていない者。

2. 返還請求

次のいずれかに該当した場合は市からの助成金返還請求に応じる。

- （1）令和6年4月1日以降に事業承継し、承継後3年以内に本店登記や主たる事業所を鹿島市外に移した場合。
- （2）令和6年4月1日以降に事業承継し、承継後3年以内に廃業した場合。
- （3）令和6年4月1日以降に事業承継し、承継後3年以内に株式売却等で事業承継計画書に記載されている承継者以外の者に事業承継した場合。
ただし、承継した者が亡くなった場合や事故等により休業等なった場合はこの限りでない
- （4）申請内容に虚偽の内容があったことが判明した場合

3. 補助額

補助金交付額は、次表のとおりとする。

補助金額
10万円

4. 募集期間

募集期間：令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）

※ただし、随時募集を受け付けるが予算額に達した場合は募集を終了とする。

5. 申請手続き

提出書類に必要事項を記入の上、鹿島商工会議所に提出する。

尚、提出していただいた書類は本事業に限り使用し、返却はいたしません。

6. 補助金の交付申請提出書類

- (1) 鹿島市創業支援等事業補助金交付申請書(事業承継)(創業等一様式第1号 事業承継)
- (2) 事業承継計画書
- (3) 事業承継した日付が確認できる書類
 - ・個人事業：開業届（写）および廃業届（写）
 - ・法人：履歴事項全部証明書（写） ※3ヶ月以内に発行のもの

※開業届および廃業届については、電子送信したことを証明する記載があるもの、もしくは開示請求し、税務署の収受印が確認できるもの。
- (4) 市税の滞納のない証明書（居住する市町村発行のもの）
 - ・個人事業：承継者および被承継者共に
 - ・法人：法人名の滞納のない証明書
- (5) 誓約書
- (6) 決算書（直近より2期分）

7. 書類審査・補助金の交付

提出いただいた書類等の審査を行い、要件を満たした場合は決定した旨を通知します。

補助金の交付は、指定された口座へ補助金額を振り込みます。

8. 提出及び問合せ先

鹿島商工会議所

住所 鹿島市大字高津原4296-41 電話 0954-63-3231

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。